

平成24年度 第1回 帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成24年12月20日（木）午前10時00分～午前11時10分
場 所：帯広市役所10階 第6会議室
出席委員：仙北谷会長、野村副会長、稲葉委員、岩崎委員、大竹口委員、大林委員、菅野委員、キャンベル委員、後藤委員、清水委員、鈴木委員、堂田委員、新妻委員、松原委員、横川委員、吉田委員（以上16名）
事務局：米沢市長、安達都市建設部長、横田企画調整監、福島都市計画課長、澤土木課長、（都市計画課）久保課長補佐、松原係長、川角主査、高間主任、鈴木主任、金津主任補、村上係員（土木課）三品課長補佐
傍聴者等：報道関係者1名
配付資料：会議次第、議題の概要、報告事項資料1、付議事項資料2、委員名簿、座席表

1 開 会

○出席確認

事務局から、17名中16名の委員が出席しており、審議会が成立していることが報告されました。

2 委嘱状交付

米沢市長から学識経験者11名に委嘱状が交付されました。
（欠席されている1名については事務局より後日交付しました。）

3 市長挨拶

皆さんおはようございます。本日は師走の大変お忙しいところ、帯広市都市計画審議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

皆様方には日頃から市政に対しまして、大変なご支援、ご協力を賜っております。心からお礼申し上げる次第でございます。

また、このたびは様々な分野でご活躍をされております学識経験者の皆様に、本審議会の委員就任を快くお引き受け頂きました。重ねて心から感謝申し上げます。

都市計画制度は都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とするものでございます。これまで本市におきましては、土地利用計画制度、そして都市計画道路を始めとするインフラの整備、市街地開発事業による都市基盤整備を着実に実施してまいったところでございます。

また、近年におきましては、少子高齢化や人口減少、さらには厳しい財政環境の中、まちづくりの基本方向を「拡大型の都市づくり」から、「既存活用型のまち使い」へと転換し、取り組みを進めているところであります。

こうした状況の中、住みやすいと実感出来るまちづくりを進めていくためには、時代性に即した都市計画を進めていくことが必要であると考えております。国では今後の都市計画制度のあり方につきまして議論がなされており、その中間取りまとめでは、「伝統的な都市計画を踏み出した新しい手段を確保し、法制度だけに拠らない総合的な都市計画システムを作り上げていくことが重要である」とされておりまして、キーワードとして「民間活動」の重視が挙げられているところであります。

具体的には今後の論議を待つこととなりますけれども、本市のまちづくりにおきましても、民間活動と行政が連携して進めていくことが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、各主体との連携を図りながら、自然環境や人に優しいコンパクトで持続可能なまちの実現を目指しまして、引き続き一生懸命取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、様々な観点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 新任委員挨拶

北のハウスで設計デザイン室に勤務しております。堂田と申します。普段、建築に携わっていきまして、都市計画、まちづくりについて、また違う視線から何かお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

5 会長及び副会長の選挙

帯広市都市計画審議会条例第4条1項の規定により、会長に仙北谷委員、副会長に野村委員を選出しました。

6 会長及び副会長挨拶

○会長挨拶

皆さんおはようございます。只今、会長に選んで頂きました仙北谷です。よろしくお願いいたします。

私、前回初めて委員になりまして、会長を担当いたしまして、全くの素人だったんですけども、なんて言いますか、言われるままここに来て話しをしてくれ、ここに来て挨拶してくれずとか、ここにハンコ押してくれとか、そんな感じでかなり受け身みたいなことでやっていたんですけども、審議の中で、例えば審議された内容が道路になって出来ていくとか、それから街が出来ていくというような形で具体的に見える形になっていくというのが、非常に有り難い経験をさせて貰っていると思っております。

そういうような第一期だったんですけども、今までどちらかという、私自身よく分かっていなかったということもあって、かなりこう受け身な部分が非常に多かったんだろうなと思っっているんですけども、ただ現在、帯広市も産業をどういうふう振興させていくか、人口減少する中で、他の町村と連携を強めていって、定住圏の構想であるとか、中心市としての役割、その中で帯広市の役割と他の町村との役割分担をどういうふう図っていくとか、その中で道路造りをいかにやるべきか、街の既存の施設をどういうふう有効に活用していくかというのは、今まで以上に大変重要な課題を多く含んでいるんじゃないかと思っております。

そういうことを考えますと、この審議会も積極的にこういうようなことをすべきじゃないかというふうなことを、建議するというようなことが出来るような組織になっておりますので、そのことも考えていくということも一つ必要なんじゃないかなと、何となくですけども考えているところです。

例えば環境との調和ということにつきましても、色んな考えをお持ちの方がいらっしゃると思いますので、そういう方とどうやって意見を擦り合わせて、良い街づくりをするかというような議論を深めていかなければならないことが凄く多いんだろうなと思うんですけども、そういうことも出来れば審議するだけじゃなくて、何か勉強会みたいなことを出来れば面白いかなと思っております。

勿論、皆さん大変お忙しい方ばかりですので、あまり時間を使ってというような形が出来ないかも知れませんが、良いまちづくりの為には、それらのことにもちょっと出来ればいいかなという、何となくモヤッと思っているところです。

非常に重要な審議会ですので、ちょっと形式的なところの議論も多いんですけども、皆様の深い見識によりまして審議を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副会長挨拶

皆さんおはようございます。只今、副会長に選出して頂きまして、ご承認頂きまして大変ありがとうございました。引き続き副会長の役を務めさせて頂きたいというふうに思っております。

す。

副会長の役は当然ながら会長の補佐ということで、控えめに座っておりました。仙北谷会長から今、お話がありましたように、私も今期からは、十勝地区バス協会の選出でここに座らせて頂いているんですが、市長からもありましたように、「まち使い」という言葉がありましたので、新しく道路を造ることを審議するだけではなく、やはりこのまちづくりをしていく中で、いかにソフトの部分も真剣に考えていかなければならないんじゃないかとそのように思っております。

先程も言いましたように、十勝地区バス協会からの選出でございますので、まちづくりと交通、中心市街地と交通、あるいは中心市街地以外のまちと交通、これ非常に表裏で密接な関係にありますので、そういう部分でのソフト、これをどう考えていけばいいのかというようなことも、今、会長が言われたように色々な場面で皆さんのご意見を交わして、素晴らしいまちづくりになっていければなというふうに思っております。

微力ではありますが精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

7 事務局紹介

安達都市建設部長から事務局職員の紹介がありました。

8 付議書の交付

米沢市長から仙北谷会長に付議書が交付されました。

★ 配付資料の確認

既に配付された資料と当日配布の資料について確認がされました。

9 議 題

(1) 報告事項～都市計画決定について

ア 帯広圏都市計画用途地域の変更（付議）

イ 帯広圏都市計画道路の変更（付議）

平成24年2月開催の審議会において承認されていた2件の案件について、案の公告縦覧において意見書の提出がなかったことから、会長専決により承認書をそれぞれ交付し、平成24年4月10日付け帯広市告示第153号、5月11日付け帯広市告示第190号でそれぞれ審議会承認された内容のとおり決定されたと報告がありました。

○ 報告事項について、委員からの意見・質疑などはありませんでした。

(2) 付議事項

ア 帯広圏都市計画道路の変更

3・1・1号東大通の事業実施に伴う詳細設計の結果、すみ切り部の一部区域を変更するものです。及び3・4・34号青柳通の事業実施に伴う詳細設計の結果、橋梁部の幅員と副道の新設による一部区域及びすみ切り部の一部区域の変更をするものです。

○ 付議事項に係る審議

上記の付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

東大通は、帯広市東4条南3丁目の国道38号を起点とし、帯広市東4条南26丁目の弥生通までを終点とする延長約3,010mの都市計画道路です。

今回の変更は東大通の事業実施に伴う詳細設計の結果、すみ切り部の一部区域を変更するものです。

変更の詳細ですが、国道38号との交差点におけるすみ切り部については、現計画においては、道路構造令の標準値である10mのすみ切り長を採用して都市計画決定されています。

すみ切りについては交差点部での見通しを確保するとともに、歩行者や自転車の円滑な通行のために交差する道路の規格により標準値が定められています。

ここの交差点のすみ切りは標準値の10mとなっていますが、この道路においては鋭角な交差点であり、直角の一般的な交差点ではないことから、今回、詳細設計を行い、車両の軌跡を描きまして周辺の土地利用を考慮し、歩道の有効幅員、見通しの確保に必要なすみ切り長を算出した結果、この交差点東側のすみ切りについては8.1m、西側のすみ切りについては5.7mにそれぞれ区域を変更するものです。

青柳通は、帯広市公園東町4丁目の明星通を起点とし、帯広市西8条南41丁目の学園通までを終点とする延長約2,690mの都市計画道路です。

今回の変更は青柳通の事業実施に伴う詳細設計の結果、橋梁部の幅員と副道の新設による一部区域及びすみ切り部の一部区域の変更をするものです。

変更の詳細ですが、青柳通の現計画は18mの幅員を一律で都市計画決定されています。今回の事業区間では売買川に橋梁を新設することから、橋梁部及び橋梁部の前後の道路が現計画よりも高くなり、道路と民地に高低差が生じ、民地への出入りが不可能になることから、本線と民地の間に副道を設ける構造とするものです。

現計法定規図は車道が6m、停車帯1.5m、植樹帯1.5m、自歩道3mがそれぞれ両側にありまして、幅員18mとなっています。

橋梁部の定規図は、橋梁部については植樹帯を設けなくても良いということになっておりまして、1.5mの両側で3mを縮小しています。また、標準部では1.5mの停車帯を設けていますが、橋梁部では停車需要が無いということから、1.25mの路肩構造にし、両側で0.5mを縮小しています。しかし高欄を設置することから、自歩道の外側に0.4m、両側で0.8mの地覆を設けています。

このことから18mの標準部幅員から2.7mの縮小となり、15.3mの幅員に変更するものです。

副道部の定規図は、本線については橋梁部と同様に停車需要が無いことから1.25mの路肩構造とし、両側に0.4mの擁壁を設置することにより、本線部の幅員は18.3mになります。

今回の青柳通の副道には断面構成が違う2つの副道があります。まず一つ目は車道4mと擁壁側の側帯0.5m、停車帯1.5m、路上施設帯0.5mを含む歩道2.5mの幅員8.5mの断面となっています。ここの副道は市道への通り抜けが可能なることから、車両及び人の通過交通があることから、歩道を設置した幅員8.5mとなっています。

もう一方に関しましては車道4mと擁壁側の側帯0.5m、歩道を兼用した停車帯2mの幅員6.5mの断面となっています。こちらの副道は行き止まりで通り抜けが出来ないため、通過交通が無いことから、歩道は設置せず、停車帯の幅員を1.5mから2mに拡げて歩道を兼用する形状の幅員6.5mとするとともに、この部分に車両の旋回場所を設けています。本線と副道を合わせた合計33.3mの幅員に変更するものです。

次に青柳通と稲田通の交差点部すみ切りになります。現計画では5mで都市計画決定されています。現在の道路構造令では、直角によるすみ切りの標準値は10mとなっていることから、区域を変更するものです。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 教えて頂きたいんですが、橋梁部断面の地覆というのは欄干の部分のことを地

覆と言っているのですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 それから副道部で、4 mの車道と擁壁部の0.5 m、停車帯1.5 mですよ。対面交通ですよ。一方じゃないですよ。

【事務局】 一方ではないです。対面出来ます。

【委員】 4 mという車道で対面交通は問題ないんですか。車幅はだいたい2 mですよ。基本的に路肩にはみ出ていけば対面交通は出来ると思うんですけど、それで何でもないのでしょか。

【事務局】 副道につきましては、道路構造令の中で車道については4 mということで規定されています。この4 mの内容につきましては、通常の道路とは違ひまして、車線を定めない1車線で対面交通ということで、車道の4 mの他に停車帯などを活用しながら対面を確保する内容となっています。あくまでも対面では通れますけれども、車線を定めないという構造になっています。

【委員】 分かりました。

【会長】 センターラインは引かないということですね。

【事務局】 そうです。

【会長】 他にご質問、ご意見ございませんか。

【委員】 青柳通なんですけど標準部と橋梁部の関係で、橋梁部は植樹帯を設けないと、その理由としては橋梁ということと、設けなくても良い。という説明だった訳なんですけど、「設けなくても良い」ということは「設けても良い」ということなのかということが一つ、それから停車帯は1.5 m、路肩が1.25 mということで、この関係について活用上の利用上の変更点だとかがあるのかどうなのかということと、副道部なんですけど歩道が切れているんですね。副道と本線の間にある歩道が切れている訳なんですけど、この歩道を活用する歩行者が切れた所からどのように移動経路を確保しているのか、北側も南側も切れている部分があるわけなんですけど、その辺のことをお聞きしたいと思います。

【事務局】 一つ目は植樹帯は橋梁部に「設けなくても良い」となっているが「設けても良い」のかということですね。道路構造令によりますと、植樹帯は設けても構わないということにはなっています。ただ、ここに関しては植樹帯は外しています。

もう一件は停車帯と路肩の違いなんですけども、路肩におきましては本来0.5 mしか必要ないんですけども、除雪時の雪とかの落ちこぼれということで0.75 mプラスしまして1.25 mとなっています。

3つ目は歩道が繋がっている所と繋がっていない所があるということですね。こちら側は、通過交通があるということで歩道を設けていません。こちら側については、行き止まりということで歩道優先という形で歩道を設けています。

【委員】 歩道が切れている所、そこを歩行者はどういうふうに移動経路を確保するんですかということです。勝手に歩いて行きなさいという意味合いなんですか。

【事務局】 普通の一般的な交差点も歩道は切れておりまして、それと同じような形で車の通り抜けになりますので、その分ここは切れています。

【委員】 横断歩道のような白線は引かないんですか。

【事務局】 特に引きませんけども、そういう役割となっています。

【委員】 引かなくていいんですか。

【事務局】 補足説明させていただきます。副道部の歩道が繋がっている所につきましては、通過交通が無い、副道自体がその先行き止まりで利用するのはもっぱらその地先の方の車しかないということから、歩道の連続性を保ちまして、その入り口は歩道の低下縁石で切り下げたタイプで考えています。

歩道が切れている所はこの奥に市道がありまして、市道との交差点ということから、通常の交差点扱いということで歩道は切れています。

その横断につきまして、横断歩道の設置は公安委員会との協議になりますが、現状としましては市道がかなりの交通量がなければ、なかなか横断歩道としての認定は難しい状況となっています。通常、街路同士の交差点、そういった所は横断歩道はかなりの率で設置されていますが、一般市道との交差点については、なかなか横断歩道の設置というのは難しい状況です。

【委員】 副道の関係なんですけども、それは車の通行の関係ですよ。言っているのは歩行者の為の歩道を造っている訳ですから、そこを歩いている人の安全を確保するための手立てを取らないと、道路というのは車だけではないですよ。

他の地域で弥生新道の西18条南2丁目ぐらいの所にあったんですけども、そこは後で横断歩道を設置した所もあります。つまり人の移動確保を道路を造る時にきちっと造らないと、車の交通が多いからこそ造らないと安全確保出来ないと思うんですよ。ですからそこを考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それから路肩の関係は分かりました。雪を寄せていくと幅員が狭くなるからその分を0.75m確保したということでそれは分かりました。

それから植樹帯の関係なんですけども、「設けても良い」「設けなくても良い」と、このケースの場合は設けなかったということなんですけども、弥生新道の稲田の森は植樹帯を全線設けているんですよ。稲田の森を横断する時に、自然林をなるべく確保した方がいいということで、自然林を残せば植樹帯は必要無いんじゃないかっていう、審議会の議論じゃありませんけども、定義がある訳なんですけどその時には植樹帯はやはり必要だということで、道路の全線同じ幅で確保した方が使いやすいということで、そういうふうになった経緯もある訳なんですけど、この「設ける」「設けない」という基準は何処においてるのかということも聞いておきたいと思います。

【事務局】 副道部の歩行者の動線の考え方につきましては、横断歩道が難しければ、車の方の一時停止とかそういったことを今後の実施設計、工事の中で公安委員会とも協議させて頂きたいと思います。

今、ご質問がありました橋梁部における植樹帯の考え方についてですが、道路構造令では植樹帯は橋梁部に設けるなということはありません。弥生新道の橋梁を整備した時には、当時、北海道の道路整備要領というのがありまして、そちらの中ではまだ改訂が行われていませんでした。それで前後の道路と同じ断面で整備しています。その後、北海道の方で道路整備の実務要領の改訂になりまして、

橋梁部における植樹帯は設けないということとされました。

それにつきましては、新たに設計する橋梁については植樹帯を設けないということで北海道の方で統一されています。

【委員】 分かりました。植樹帯については弥生新道の時にも北海道は設けなくてもいいという判断をしていましたから、その後統一されたということでそれは了解しました。

それから副道についても一時停止など、安全確保ということで協議するというものですから、是非やって下さい。

【会長】 ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございませんか。

【委員】 確認したいんですが、青柳通が完成の時には交通量が増大するということが予想されると思うんですけども、今後の整備計画がありましたらこの場でお聞かせ願えたらと思います。

【会長】 青柳通の今後の整備の進み具合について、説明出来るところがありましたらお願いします。

【事務局】 青柳通の事業計画についてお答えします。現計画しているのは780mです。今のところ街路事業で整備する予定となっています。

事業の計画年度ですけれども、平成23年度に実施設計、用地確定測量、物件調査を行っています。今年度から平成28年の間に物件調査、用地、物件の補償業務に入り、補償業務が上手くいけば平成27年から平成30年にかけて道路工事及び橋梁工事に入る予定です。

【会長】 ありがとうございます。稲田通の南側の方はかなり出来ていますから、北側の方を順次行うことになるかと思えます。よろしいでしょうか。

【委員】 分かりました。

【会長】 他にご質問、ご意見ございませんか。

【委員】 総事業費というのは、どれくらいかかるんでしょうか。

【事務局】 事業が始まったばかりということで、事業認可の金額といたしましては約14億円程、今のところ見込んでいます。

【委員】 分かりました。

【会長】 他にご質問、ご意見ありませんか。

なければ本案についてお諮りします。本案は承認することと決定してよろしいでしょうか。

異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

10 その他

事務局から次回の審議会を来年2月中旬を目処に開催予定との報告がありました。

案件といたしましては、開広団地区における市街地再開発事業及び地区計画に係る都市計画の変更を予定しています。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 今回の案件も付議事項ということで承認して、その後報告されると思いますけども、先程のいいご意見だったと思うんですけども、歩行者の安全を図るということで事務局の方から公安と検討されるという話がありましたが、それは必ず報告事項の時に、あの時こういう提案があったけれどもこうなりましたというのは必ずやって頂きたいんですよ。

どういう経過になって、例えば横断歩道がある所、無い所というのはそこら中にありますよね。ただ、今回いい橋梁が出来て、歩道も設けて、横断歩道が出来ているから安全をある程度配慮したという形が今後続くように、是非、結果的には公安と協議してそれは出来ませんでしたとか、そういう報告を必ず付けて頂きたいなと思います。

【会長】 そうですね。議論の中で今後詳細を詰めるというようなことで、はっきりしていない部分についてはどんな議題であっても、その後どういうふうになったかというのを報告して頂くという形にするのがいいかと思います。

【事務局】 只今、頂きましたことにつきましては、今後事業実施の中でどのように経過で整備されたのか、適宜この審議会に報告させて頂きたいと思っております。

【会長】 ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。
それではその他を終了いたします

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

— 了 —